

高齢者福祉サービスを利用されている皆様へ

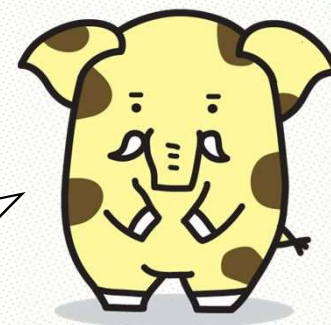
高齢者福祉サービスの一部について、令和7年10月1日以降、見直しを実施します。

今回の見直しは、将来的な高齢者人口の増加を想定し、厳しい財政状況の中においても、高齢者福祉サービスを真に必要とする方に届け続けることができるように、高齢者福祉サービスを持続可能なものにしていく必要があることから、実施するものです。

<対象事業>

- (1) 緊急連絡システム
- (2) 配食サービス
- (3) おむつ等給付

御理解のほど、
よろしくお願いいたします。



高齢者福祉サービス 令和7年10月1日以降の見直し内容

1. 緊急連絡システム

〔令和7年10月1日以降、事業総称を「緊急通報システム」に変更〕

	令和7年9月30日まで
対象者要件	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 ① 65歳以上のひとり暮らし ② 高齢者のみ世帯 ③ 日中又は夜間に上記①②の状態に該当 ④ ひとり暮らしで身体障がい者手帳1・2級を持つ方
利用者負担金	0円

事業が2つに分かれます。
(使用するシステムは同じ)

(1) <緊急連絡システム> 心疾患等がある方向け

	令和7年10月1日から
対象者要件	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (1) <u>慢性的な心疾患等があり</u> 、以下のいずれかに該当する方 ① 65歳以上のひとり暮らし ② 一定時間、上記①に該当 (2) ひとり暮らしで身体障がい者手帳1・2級を持つ方
利用者負担金	0円

(2) <見守り通報システム> 心疾患等がない方向け

	令和7年10月1日から
対象者要件	市内に住所を有し、 <u>慢性的な心疾患等がなく</u> 、以下のいずれかに該当する方 ① 65歳以上のひとり暮らし ② 一定時間、上記①に該当
利用者負担金	<u>月額500円</u> (※事業者が徴収)

2. 配食サービス

	令和7年9月30日まで	令和7年10月1日から
1食当たりの利用者負担金	450円	<u>事業者が定める金額</u>

※ 事業者が定める金額については、決定次第、周知します。

3. おむつ等給付

	令和7年9月30日まで	令和7年10月1日から
対象者要件	市内に住所を有する65歳以上で、以下全てに該当する常時失禁状態の方 ① 要介護1～5 ② 対象者の属する世帯全員の当該年度分(申請日が4～9月までの場合は前年度分)の市民税所得割が47,800円以下 ③ 特定の施設に入所していない	市内に住所を有する65歳以上で、以下全てに該当する常時失禁状態の方 ① 要介護1～5 ② 対象者の属する世帯全員の当該年度分(申請日が4～9月までの場合は前年度分)の市民税所得割が47,800円以下 ③ 特定の施設に入所していない ④ <u>生活保護法による保護又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けていない</u>
1月当たりの助成上限額	7,000円	<u>6,000円</u>

※ 生活保護法による保護及び中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている方は、各法によるおむつ等給付を御活用ください。